

松島町立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月

松島町教育委員会

目次

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定	1
(2) 各部活動の活動計画と活動実績の作成	1
(3) 顧問の決定や部活動指導員の任用	1
(4) 部活動に係る研修	2
2 適切な休養日等の設定	
(1) 学期中の休養日の設定	2
(2) 長期休業中の休養日の設定	2
(3) 活動時間	2
(4) 朝練習の実施について	2
(5) ハイシーズンの設定について	3
3 合理的かつ効果的・効率的な活動の推進のための取組	
(1) 効果的・効率的な指導の実施	3
(2) 体罰等の未然防止	3
(3) 生徒の自主的な運営	4
(4) 指導・運営に係る体制の構築	4
(5) 地域との連携	4
4 安全管理と事故防止	
(1) 安全点検と安全指導	4
(2) 天候や気象を考慮した指導	4
(3) 事故への対応	4
5 取組の検証	
(1) 学校評議委員会等による定期的な評価	5
(2) 松島町教育委員会による検証	5

本方針策定の趣旨等

- 中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化に親しむ中で人間性や社会性を磨いたり、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てたりすることができる教育的意義の高い活動である。
- このように教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、宮城県ではこのガイドラインに則り「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」が策定された。
- 町立松島中学校を所管する松島町教育委員会では、国のガイドライン及び県の方針に則り、本方針を策定した。
- なお、本方針は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定

学校は、「町方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を作成し、松島町教育委員会に提出する。また、職員会議等ですべての教職員が、学校の方針を確認、共通理解を図るとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校だより等を利用して公表し、保護者に説明して理解を得る。

(2) 各部活動の活動計画と活動実績の作成

各部活動の顧問は、別紙様式1、「部活動年間活動計画（休養日設定確認表）」（年間の参加予定大会、活動日、休養日等を示したもの）及び別紙様式2、「月間計画」を作成し、校長に提出する。併せて各部の活動方針について、保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。また、各月の活動実績についても、様式2により、校長に報告する。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

松島町教育委員会は、学校に対して活動計画（別紙様式1）や活動実績（別紙様式2）の提出を求め、活動状況について把握するとともに、適宜指導・是正を行う。

(3) 顧問の決定や部活動指導員の任用

校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

松島町教育委員会は、町立中学校における各部活動の顧問の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等の任用について検討する。

(4)部活動に係る研修

松島町教育委員会は、宮城県教育委員会と連携しながら、部顧問・部活動指導員を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

2 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒がバランスのとれた日常生活を送ることが重要であることや、スポーツ障害防止等の観点から適切な休養日を確保することが必要である。

また、顧問教員の過度の負担軽減のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、各部においては、以下の基準により、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定することとする。

(1)学期中の休養日の設定

週2日以上以上の休養日を設定する。休養日には、次の①または、②を含むこととする。

①平日に1日と土・日曜日のいずれか1日

②土・日曜日、両日の2日間

なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、直近の日に代替の休養日を確保する。

- ・大会等には、コンクール、地域行事への参加等を含む。
- ・日曜日が大会等の場合、前日の土曜日の練習は可とするが、代替の休養日を必ず確保する。
- ・3連休の場合は、1日は休養日とする。4連休の場合は、2日は休養日とする。
5連休以上の場合は、松島町教育委員会と協議し決定する。
- ・「国民の祝日に関する法律」に定められた祝日は、法律の趣旨から活動を行わない。
- ・学期末考査前の5日間は、活動を行わない。中間考査前の3日間は、活動を行わない。
(土日祝日を含む。)

(2)長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間を設けること。特に夏季休業中、冬季休業中の学校閉庁の期間は活動を行わない。

なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず直前に代替の休養日を確保した上で実施すること。

(3)活動時間

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間で活動を終えることとする。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間で活動を終えることとする。

(4)朝練習の実施について

朝練習については、禁止とする。ただし、夏季の熱中症対策として、放課後の活動の代替に活動を行うことは妨げない。その際、放課後の活動は、無しとする。

(5)ハイシーズンの設定について

中学校総合体育大会（新人大会を含む）や吹奏楽連盟主催の大会前4週間（上位大会に進んだ場合も含む）は、通常より活動時間を確保するため、校長は、保護者の了解を得た上で「ハイシーズン」を設定することができる。

校長は、ハイシーズンを設定した場合、生徒及び顧問の負担軽減の観点を十分に考慮しなければならない。

また、校長は「学校の方針」の中にハイシーズンの活動計画を記載し、松島町教育委員会に提出する。

ハイシーズン中の活動と休養日については、下記のとおりとする。

- ・平日は、2時間30分の活動を認める。更なる延長は認めない。
- ・練習試合等により土・日曜日連続した活動を認めるが、翌月曜日は休養日とする。
- ・2週連続して、土・日曜日両日の活動は認めない。
- ・3連休以上の場合は、1日は休養日とする。

3 合理的かつ効果的・効率的な活動の推進のための取組

校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、宮城県の「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。

(1)効果的・効率的な指導の実施

顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の最新の知見からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲と目標を持って、持続的に活動に取り組めるよう、競技種目の特性等を踏まえた指導により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2)体罰等の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動での指導での体罰等は、いかなる場合においても絶対に許されるものではないという認識をもち、それらを行わないようにするための取組をすることが重要である。

また、指導に当たって、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であるということを十分に認識する必要がある。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(3) 生徒の自主的な運営

部活動の運営に当たっては、その趣旨に鑑み、生徒の自主的な運営がなされるように配慮する。そのためには、リーダーの育成、部や個人の目標をしっかりとらせることのほか、部活動日誌の活用、部長会の開催など、部ごとに工夫した取組を行うことが大切である。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

部活動は、学校教育活動の一環として学校組織全体で行われるものである。校長は、各部活動の運営や指導を顧問に任せきりにせず、顧問間の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮し、生徒たちを教職員全員で見守るという気風を醸成する必要がある。

(5) 地域との連携

松島町教育委員会及び学校は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点から、地域の文化・スポーツ団体、保護者、町内各スポーツ施設等の指定管理者等との適切な連携を図る。

学校の部活動に所属する生徒が地域のスポーツクラブやスポーツ少年団等の団体に所属し、活動を行っている場合は、生徒の過度な負担にならないよう調整を行い休養日等の設定を行う。

4 安全管理と事故防止

(1) 安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。また、練習試合や大会等での自転車での移動についても、十分な指導を行うとともに、交通事故が起きないように常に注意する。

(2) 天候や気象を考慮した指導

気象等に関する最新の知見を共通理解しておくとともに、練習や大会の際には気象庁等が発表する注意報などの情報を収集し、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行われるようにする。また、活動時の気象条件を考慮した指導を行う。特に高温・多湿下では、熱中症対策マニュアル等により熱中症を予防するための対策をとること。

(3) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に学校の危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくこと。また、救命救急講習会等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図る。生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を適宜行い、事故

発生時には適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるよう指導する。

5 取組の検証

(1) 学校評議委員会・学校運営協議会等による定期的な評価

各部の運営・指導が顧問教員に任せきりにならないように、校長は、学校評価や生徒・保護者からの意見等を活用するなどして、活動の自己評価を行う。また、学校評議委員会・学校運営協議会等による評価を定期的に受け、適宜指導・是正を行う。

(2) 松島町教育委員会による検証

本方針に示す町立中学校の部活動に係る取組については、松島町教育委員会が取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて必要な改善を図っていくものとする。

別紙様式1、「部活動年間活動計画(休養日設定確認表)」

2019 年度 部活動 年間活動計画(休養日設定確認表) 松島町立松島中学校 (ソフトボール)部

(奥の方) ①実施状況セルに次の番号を入力する。1:「休日休業日」の活動日 2:「休日休業日」の休業日 3:「授業日」の活動日 4:「授業日」の休業日
 ②備考欄に「休業日」(自動入力)を記載する。「休業日」以外のセルには、主な行事や公式試合日程などがあれば入力する。

年間	週休日・祝日合計	162 日	「1」の計	68 日	「2」の計	94 日	平日の計	203 日	「3」の計	161 日	「4」の計	42 日	「2-4」の計	136 日																	
4 月	週休日・祝日合計	15 日	「1」の計	7 日	「2」の計	8 日	平日合計	15 日	「3」の計	12 日	「4」の計	3 日																			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
実施状況	2	1	1	1	1	2	2	3	3	3	4	3	4	1	2	3	3	3	3	1	2	4	3	3	3	3	2	1	2	2	
休養	○					○	○					○		○							○	○					○		○	○	
行事	赴任日		職員会議		生徒指導会議			始業式	入学式		町教研総会		P総会		振休			全国学テ	テ部イ活ミグ1			家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問			昭和の日	休日	
活動	休業日					休業日	休業日				休業日		休業日		休業日						休業日	休業日					休業日	休業日	休業日	休業日	
5 月	週休日・祝日合計	12 日	「1」の計	5 日	「2」の計	7 日	平日合計	19 日	「3」の計	15 日	「4」の計	4 日																			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
実施状況	2	2	2	2	2	1	3	3	4	3	1	2	4	3	3	3	3	1	1	4	3	3	3	3	1	2	4	3	3	3	
休養	○	○	○	○	○					○																	○	○			
行事	豊木子即位	休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	休日			多教研総会						修学旅行	修学旅行	修学旅行						生徒総会				専門委員会				
備考	休業日	休業日	休業日	休業日	休業日				休業日			休業日	休業日							休業日						休業日	休業日				

別紙様式2、「月間計画」

2019 年度 4 月

【月間計画・活動実績】

所属名	松島町立松島中学校	担当部活動	ソフトボール部
職名	教諭	氏名	奥野 細道

日 曜	予 定				実 績				
	学校行事等	活動予定	場所	活動時間	出席状況	午前	午後	活動時間	備考(変更点・結果等)
記入例	専門委員会	通常練習	校庭	2:00	○			1:30	
1 月	赴任日	休業日							
2 火		通常練習	校庭	2:00	○			1:45	
3 水	職員会議	通常練習	校庭	2:00	○			2:00	
4 木		通常練習	校庭	2:00	○			1:30	
5 金	生徒指導会議	通常練習	校庭	2:00				2:00	会議のため活動なし
6 土		休業日							
7 日		休業日							
8 月	始業式	通常練習	校庭	2:00	○			2:00	
9 火	入学式	通常練習	校庭	2:00	○			1:30	
10 水		通常練習	校庭	2:00	○			2:00	
11 木	町教研総会	休業日							
12 金		通常練習	校庭	2:00	○			2:00	
13 土	P総会	休業日							
14 日		練習試合	玉川中	9:00		○		9:00	2勝0敗
15 月	振休	休業日							